

神奈川県立西湘高等学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日
(平成 30 年 4 月 1 日改定)
(令和 6 年 4 月 1 日再改定)

▲▲ も く じ ▲▲

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
 - (1)本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢
 - (2)いじめの禁止
 - (3)学校及び職員の責務
- 2 いじめの防止等に関する内容
 - (1)いじめの未然防止のための取組み
 - (2)いじめの早期発見のための取組み
 - (3)いじめに対する取り組み
 - (4)インターネット上のいじめへの対応
 - (5)学校評価
- 3 「いじめ防止検討会議」の設置
 - (1)「いじめ防止検討会議」の構成
 - (2)活動内容
- 4 重大事態への対処
 - (1)「いじめ緊急調査委員会」の構成
 - (2)活動内容

神奈川県立西湘高等学校

神奈川県立西湘高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある、人権侵害である。

また、いじめは学校の内外を問わず、どの生徒にも起こり、どの生徒も加害者になりうるという事実を全職員が認識し、すべての生徒の尊厳を守るだけでなく、いじめに向かわせないために、いじめの防止に取り組む。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

また、家庭や地域、関係機関との連携を密にすることにより、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心とした体系作りに努め、いじめの問題を克服することを目指す。

(2) いじめの禁止

教育活動全般を通じて、「いじめは絶対に行ってはならない。」ということを生徒に周知・徹底する。

(3) 学校及び職員の責務

いじめのない、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者、関係諸機関との連携を取りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 生徒が自主的に考え議論し、行動する機会を設けるなど、いじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、生徒とかかわる時間を多くするように努める。
- ・ 学校は生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努める。
- ・ 特に配慮が必要な生徒^{*}に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的

に適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

※ 発達障害を含む、障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、外国につながる生徒、性同一性障害に係る生徒や「性的マイノリティ」とされる生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している生徒を含む。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性^{*}に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ※ いじめられていても、いじめを受けた生徒がいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要がある。
- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を学期に1回以上次のとおり実施する。
 - ① 生徒対象サポートドックアンケート調査 年2回（6月、9月）
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年2回（6月、9月）
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置
- ・ いじめの疑いや相談・通報のあった事案は、「いじめ防止検討会議」を通して情報共有に努める。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する実践的な研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめに対する取組み

- ・ いじめを受けたとする生徒が、いじめを受けたという申告をもっていじめと認知し、ただちに適切な指導をおこなう。
- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合はすぐにいじめをやめさせる。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が認知された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、いじめを受けた生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめに係る情報については、適切に記録する。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じることがある。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやしたてたり、同調したりする生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じる。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・ いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぐ。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（期間は少なくとも3ヵ月を目安とする）。
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。また、生徒が自らインターネットを通じて行われるいじめを防止する意識を持って、主体的に考え、行動する取組みを進める。

(5) 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく以下の取組の実施状況を学校評価に位置付けるように努める。

- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ② 教職員の孤立やいじめの抱え込み防止。
- ③ いじめの早期発見のための、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施。
- ④ 校内研修の実施等。

3 「いじめ防止検討会議」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止検討会議」を設置する。原則としていじめアンケート実施後、学期に1回程度開催する。

いじめについて組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の者による状況の判断をする。

いじめと認知されうる相談・情報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ防止検討会議」の構成

管理職、生徒指導・支援グループリーダー、生徒指導・支援いじめ防止担当者、各学年いじめ防止担当者、教育相談コーディネーター、各学年教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の記録・報告
- ・いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

管理職、生徒指導・支援グループリーダー、学年いじめ防止担当者、学年教育相談担当者、学年リーダー、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

- ※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

- ※ いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応する。
- ※ 調査結果については、いじめを受けた生徒およびその保護者の意向等を踏まえて、特段の支障がなければ公表する。